



令和7年1月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

[REDACTED]  
处分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和6年10月16日

判 決

5

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

笹瀬健児

竹内有希

同訴訟復代理人弁護士

岩品信明

板井遼平

望月介

10

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

同代表者法務大臣

国木馨祐

15

処 分 行 政 庁

桐生税務署長

高橋宏美

同 指 定 代 理 人

川健三

的場将男

20

田中曉人

杉森淳

戸前惠子

佐藤海斗

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

桐生税務署長が令和4年2月25日付けで原告に対しした、平成28年1月1日から同月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額マイナス675万0387円、納付すべき地方消費税額マイナス182万1533円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、平成28年1月1日から同月31日までの課税期間（以下「本件課税期間」という。）において、共同住宅2棟（以下「本件各建物」という。）の取得が消費税法（平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下、特に断らない限り同じ。）30条2項1号にいう「課税資産の譲渡等にのみ要する」課税仕入れに当たるなどとして、上記取得に係る消費税額の全額を本件課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除して消費税及び地方消費税の確定申告をしたところ、桐生税務署長から、上記取得に係る消費税額の全額を控除することはできないなどとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各処分」という。）を受けたことから、被告を相手に、上記更正処分のうち申告額を超える部分及び上記賦課決定処分の取消しを求める事案である。

### 1 関係法令等の定め

#### (1) 課税資産の譲渡等の意義等についての定め

消費税法において、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいい（2条1項8号）、課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいうとされている（2条1項9号）。

また、消費税法において、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをい

うとされている（同項12号）。

(2) 仕入れに係る消費税額の控除についての定め

消費税法30条1項1号は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定している。

同条2項1号は、当該課税期間における課税売上高が5億円を超える場合又は当該課税期間における課税売上割合が100分の95に満たない場合において、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れにつき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの（以下「課税対応課税仕入れ」という。）、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にのみ要するもの（以下「非課税対応課税仕入れ」という。）及び課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通対応課税仕入れ」という。）の区分（以下「用途区分」という。）が明らかにされているときは、控除する課税仕入れに係る消費税額（以下「控除対象仕入税額」という。）は、同条1項の規定にかかわらず、課税対応課税仕入れに係る消費税額に、共通対応課税仕入れに係る消費税額に課税売上割合を乗じて計算した金額を加算する方法（以下「個別対応方式」という。）により計算した金額とする旨を規定している。

(3) 非課税となる住宅の貸付けについての定め

上記(1)のとおり、課税資産の譲渡等には、消費税法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるものは含まれないところ、同項は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さないと規定し、同法別表第一13号は、「住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの

5

10

に限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。」を掲げている。なお、同号は、令和2年法律第8号により改正されたところ、同改正後、平成28年法律第15号による改正（令和5年10月1日施行）前の消費税法別表第一13号は、「住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）」を掲げている。

2 前提事実（証拠等を掲記した事実を除き、当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、[REDACTED]（以下「本件法人」という。）の代表取締役であるとともに、個人事業者として不動産賃貸業を営む者である。

(2) 原告は、[REDACTED]（以下「[REDACTED」という。）に対し、本件各建物（各6戸から成る共同住宅2棟）の新築工事を注文し、[REDACTED]はこれを請け負ったところ、平成28年12月1日、[REDACTED]から、完成した本件各建物の引渡しを受け（乙23）、同月2日、本件各建物の所有権保存登記手続をした。

(3) 原告は、上記(2)の本件各建物の完成に先立ち、平成28年11月30日、本件法人との間で、原告を賃貸人、本件法人を賃借人とする、本件各建物に係る賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。本件賃貸借契約書に係る契約書には、貸付けに係る用途についての明示的な定めはない（甲2）。

原告と本件法人は、同日、本件各建物の賃借人の用途については居住用及び事業用を問わない旨の記載のある覚書（甲3。以下「本件覚書」という。）を作成した。

25

(4) 原告は、法定申告期限までに、本件課税期間（平成28年12月1日から同月31日まで）に係る消費税及び地方消費税の確定申告をした。

原告は、上記確定申告において、控除対象仕入税額の計算をするに際し、個別対応方式を採用した上で、原告の本件法人に対する本件各建物の貸付けが課税資産の譲渡等に該当することを前提に、本件各建物に係る課税仕入れ（①本件各建物の本体工事及び付帯工事一式に係る課税仕入れ並びに②外構工事等に係る課税仕入れをいう。以下同じ。）の用途区分を課税対応課税仕入れとした（甲4、5、乙26）。

(5) 桐生税務署長は、令和4年2月25日付で、原告の本件法人に対する本件各建物の貸付けは、消費税法別表第一13号に規定する「住宅（中略）の貸付け」に該当し、消費税法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるから、課税資産の譲渡等に該当しないことを前提に、本件各建物に係る課税仕入れの用途区分を共通対応課税仕入れとするなどして、控除対象仕入税額の計算等をし、別表1の「更正処分等」欄のとおり（なお、差引納付すべき消費税及び地方消費税の合計税額は、770万5500円とされた。

甲4）、本件各処分を行った。

(6) 原告は、令和4年5月18日、本件各処分を不服として、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、国税不服審判所長から、令和5年2月20日付で、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受けた。

(7) 原告は、令和5年8月10日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

### 3 課税の根拠及び計算

被告の主張する原告の本件課税期間の差し引き納付すべき消費税及び地方消費税の合計税額は、別表2のとおり、842万6600円であって、本件各処分のうち更正処分における額を上回る。なお、別表2順号④の控除対象仕入税額の計算は、別表3のとおりであり、この計算は、原告の本件法人に対する本件各建物の貸付けが「住宅（中略）の貸付け」（消費税法別表第一13号）に

該当し、消費税法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるから、課税資産の譲渡等に該当しないことを前提に、本件各建物に係る課税仕入れのうち、本件各建物の本体工事及び付帯工事一式に係るものは非課税対応課税仕入れに、外構工事等に係るものは共通対応課税仕入れに当たるなどとして、控除対象仕入税額の計算をしたものである。

また、被告の主張する同処分を前提とする過少申告加算税の額は、本件各処分のうち過少申告加算税賦課決定処分における額と同額である。

原告は、後記4において争点となっている点を除き、これを争うことを明らかにしない。

#### 4 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、原告の本件法人に対する本件各建物の貸付けが「住宅（中略）の貸付け」（消費税法別表第一13号）に当たるか否かであり、より具体的には、「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」（同号）に当たるか否かである。この点に関する当事者の主張は次のとおりである。

##### （被告の主張）

「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」（消費税法別表第一13号）とは、当該貸付けに係る契約の当事者間において、人の居住の用に供することを合意して、契約を締結したこと意味すると解すべきであり、上記の合意が契約書において明らかにされていることまでは要しないものと解すべきである。なお、この解釈は、令和2年法律第8号による改正前の消費税法別表第一13号に係る解釈であるから、令和2年法律第8号による改正は、上記解釈の当否に関係しない。

そして、本件賃貸借契約において、当該契約の当事者である原告及び本件法人は、本件各建物に最終的に入居する消費者が居住の用に供することを合意して、本件賃貸借契約を締結したから、原告の本件法人に対する本件各建物の貸

付けは「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」といえ、「住宅（中略）の貸付け」（同号）に当たる。

（原告の主張）

「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」（消費税法別表第一13号）に当たるか否かは、当該契約に係る契約書等により判断されるべきである。このことは、令和2年法律第8号により、消費税法別表第一13号が改正され、「住宅（中略）の貸付け」につき、「（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）」との文言を追加する創設的立法がされたことからも明らかである。

そして、本件覚書の記載に照らせば、「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」とはいえないから、原告の本件法人に対する本件各建物の貸付けは「住宅（中略）の貸付け」（消費税法別表第一13号）に当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 消費税法別表第一13号の解釈について

（1）消費税法別表第一13号は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、消費税を課さないものとして、「住宅（中略）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）」を掲げているところ、同号は、上記の住宅の貸付けにつき消費税を課さないことをとすることにより、住宅の貸付けを行う者が当該住宅の賃借人である居住者に対して消費税相当額を賃料に上乗せするという事態を避け、消費者である居住者の経済的負担を軽減し、逆進性を緩和する趣旨の規定であると解される。

同号の文理及び上記のような同号の趣旨に照らせば、賃借人が当該建物を

転貸する場合や、転借人が再転貸をする場合等であっても、賃貸人の賃借人に対する当該建物の貸付けに係る契約において転借人や再転借人等の当該建物を直接占有する者の居住の用に供することが明らかにされているときは、  
5 賃貸人の賃借人に対する当該建物の貸付けは、当該貸付けに係る契約において「人の居住の用に供する」ことが明らかにされているものとして、同号に規定する「住宅（中略）の貸付け」に含まれるものと解される。

そして、同号にいう「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供する」ことが明らかにされているもの」は、その文理及び上記のような同号の趣旨からすれば、当該貸付けに係る契約の当事者間で、当該契約において、当該建物を人の居住の用に供することを合意した場合をいうものと解され、上記合意した場合には、当該契約に係る契約書等の書面にその旨が明記されていなくとも、上記要件に当たるものと解される。

そうすると、賃借人が当該建物を転貸する場合等であっても、賃貸人の賃借人に対する当該建物の貸付けに係る契約において転借人等の当該建物を直接占有する者の居住の用に供することを合意したときは、「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」として、同号に規定する「住宅（中略）の貸付け」に含まれるものと解される。

(2)ア これに対し、①原告は、租税法規の解釈に当たっては、原則として文理解釈をすべきであるところ、消費税法別表第一13号の文理によれば、「人の居住の用に供することが明らかにされている」（同号）か否かは、当該契約に係る契約書等の書面により判断すべきである旨や、②契約書等の書面に明記されていることを要しないと解すると、取引の当事者にとっての予測可能性を害し、消費税の間接税及び付加価値税としての性質に反する旨を主張し、これに沿う内容の意見書（甲15）を提出する。

まず、上記①の主張については、確かに、租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないと

いうべきであるが、同号は、「契約において（中略）明らかにされているもの」と規定しているのであって、契約書等の書面において明らかにされていることを要するものと規定しているものではないから、同号の文理に照らしても、原告の主張する解釈を採用すべきものとはいえない。

5 また、上記②の主張については、当該貸付けに係る契約の当事者間で、当該契約において、当該建物を人の居住の用に供することを合意した場合に、同号にいう「住宅（中略）の貸付け」に該当するとしても、何ら事業者の予測可能性を害するものとは解されず、消費税の間接税及び付加価値税としての性質に反するものとはいえない。

10 原告の上記主張は採用することができない。

イ また、原告は、令和2年法律第8号により、「住宅（中略）の貸付け」につき、「（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）」との文言が追加されたところ、これを反対解釈すれば、「人の居住の用に供することを明らかにされているもの」に該当するというためには、当該契約に係る契約書等の書面により判断すべきである旨も主張する。

しかし、本件においては、令和2年法律第8号による改正前の消費税法別表第一13号にいう「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」の解釈及び当てはめが争点となっているところ、原告が指摘する令和2年法律第8号による改正後の消費税法別表第一13号の文言は、飽くまで当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に係るものであって、令和2年法律第8号による改正前の消費税法別表第一13号にいう「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」に係る上記の解釈を左右するものとはいえない。

原告の上記主張は採用することができない。

2 原告の本件法人に対する本件各建物の貸付けは「住宅（中略）の貸付け」  
(消費税法別表第一13号)に当たるか否かについて

(1) 認定事実

前記前提事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、平成27年11月19日、[ ]に対し、本件各建物の新築工事の注文をした。同注文に係る注文書には、①「契約区分」欄に「35年一括借上」と記載され、②「計画建物」欄には、2棟のアパート（各6戸、計12戸）のいずれについても「居住用」欄に「6戸」、「事業用」欄に「一」と記載され、③「一括借上条件」欄の「居住用」の行には、「借上対象」欄に「12戸」、「借上プラン」欄に「一括借上」、「借上賃料月額」欄に「568,337円」と記載され、「事業用」の行には、いずれの欄にも「一」と記載されている。（乙11）

イ 原告と[ ]は、平成27年11月25日、[ ]が本件各建物の新築工事を代金総額1億1247万8760円で請け負う旨の請負契約を締結した（なお、上記の代金については、後に1億1345万7240円に変更する旨の合意がされた。前提事実(2)、乙13、15）。

上記請負契約に係る契約書には、「一括借上のご案内（居住用）」と題する各書面、「一括賃貸借契約書（居住用フルパッケージプラン30年＋スタンダードプラン5年）」と題する書面の見本、「一括賃貸借契約約款（居住用フルパッケージプラン30年＋スタンダードプラン5年）」の見本等が添付されていた。このうち「一括借上のご案内（居住用）」と題する各書面は、[ ]及び[ ]（[ ]の100%子会社。以下「[ ]」という。）が連名により同日付で原告に宛てて作成した書面であり、賃貸借の目的が本件各建物である旨が記載され

ている。（乙9の2、10、14）

ウ 原告と [REDACTED] は、平成28年6月24日、原告を賃貸人、[REDACTED]  
[REDACTED] を賃借人とする、本件各建物に係る賃貸借契約（以下「原告各一括  
賃貸借契約」という。）を締結した。原告各一括賃貸借契約に係る各契約  
書は、いずれも「一括賃貸借契約書（居住用フルパッケージプラン30年  
＋スタンダードプラン5年）」と題するものであり、上記各契約書記載の  
条項及び添付の一括賃貸借契約約款により、本件各建物の居住用総部屋数  
各6戸の転貸借を目的とする一括賃貸借契約を締結する旨が記載され、ま  
た、上記各契約書に添付された一括賃貸借契約約款6条1項は、  
[REDACTED]  
[REDACTED] は、任意に転貸借条件を決定し、本件各建物を居住用部屋として転貸  
できるものとする旨を定めている。（乙17の1・2）

原告は、原告各一括賃貸借契約時に、[REDACTED] から、重要事項の説  
明を受けたところ、原告が署名押印した重要事項説明書には、転貸の条  
件について、[REDACTED] の権限と責任において、任意に転貸条件を決  
定し、居住用部屋として転貸するものとする旨の記載がある（乙18の  
1・2）。

エ 原告と原告が代表取締役を務める本件法人は、平成28年11月30日、  
原告を賃貸人、本件法人を賃借人とする、本件各建物に係る本件賃貸借契  
約を締結するとともに、本件各建物の賃借人の用途については居住用及び  
事業用を問わない旨の記載のある本件覚書を作成した。（前提事実(1)及び  
(3)）

本件法人と [REDACTED] は、同日、本件法人を賃貸人、[REDACTED] を  
賃借人とする、本件各建物に係る賃貸借契約（以下「本件各一括賃貸借  
契約」という。）を締結した。本件各一括賃貸借契約に係る各契約書の  
内容及び本件各一括賃貸借契約時に原告が署名押印した重要事項説明書  
の内容は、原告各一括賃貸借契約に係るそれらの内容（上記ウ）と同旨

である。（乙19の1・2・4、乙20）

オ 原告は、平成28年12月1日、[REDACTED]から、完成した本件各建物の引渡しを受けた（前提事実(2)）。

カ [REDACTED]は、本件各一括賃貸借契約の締結日（上記エ）より前の平成28年10月頃から、本件各建物の入居希望者との間で、順次、契約期間を同年12月1日からとする転貸借契約を締結した（乙24の1～4）。

[REDACTED]は、平成29年1月19日付で、平成28年12月1日時点における本件各建物の入居戸数が全12戸中11戸であることなどを内容とする定期報告書を作成し、これを原告に交付した（乙25の1・2）。

## (2) 判断

ア 上記(1)アないしウの認定事実によれば、原告は、本件各建物を[REDACTED]に「一括借上」として賃貸し、[REDACTED]において本件各建物を人の居住の用に供するものとして転貸することを予定して、[REDACTED]との間で、本件各建物の新築工事の請負契約を締結し、[REDACTED]との間で、本件各建物を人の居住の用に供することを合意して、原告各一括賃貸借契約を締結したものと認めることができる。

イ 原告と本件法人は、平成28年11月30日、本件賃貸借契約を締結するとともに、本件各建物の賃借人の用途については居住用及び事業用を問わない旨の記載のある本件覚書を作成したが（上記(1)エ）、本件法人と[REDACTED]が同日締結した本件各一括賃貸借契約やその締結の際の重要事項の説明の内容は、原告各一括賃貸借契約に係るそれらの内容と同旨であったこと（上記(1)エ）、[REDACTED]が本件各一括賃貸借契約締結前から本件各建物の入居希望者との間で契約期間を同年12月1日とする転貸借契約を締結したこと（上記(1)カ）、[REDACTED]が原告に対して本件各建物に係る定期報告書を交付していたこと（上記(1)カ）を

併せ考慮すれば、本件賃貸借契約及び本件各一括賃貸借契約は、実質的には、本件各建物の [REDACTED] との関係での賃貸人を、原告から本件法人に変更するにすぎないものと認められる。そうすると、原告及び原告が代表取締役を務める本件法人は、いずれも、[REDACTED] において本件各建物の各居室を人の居住の用に供するものとして転貸することを予定し、本件法人と [REDACTED] との間で本件各建物を人の居住の用に供することの合意を含む本件各一括賃貸借契約の締結をする前提として、本件賃貸借契約を締結したものと認められるから、原告と本件法人は、本件賃貸借契約において、本件各建物を人の居住の用に供することを合意していたものと認めることができる。本件覚書に、本件各建物の賃借人の用途については居住用及び事業用を問わない旨の記載があるものの、これまで述べたところに照らせば、原告と本件法人との間において、この記載に係る合意があったものと認めることはできない。

ウ したがって、原告の本件法人に対する本件各建物の貸付けは、「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているもの」（消費税法別表第一13号）に当たるから、「住宅（中略）の貸付け」（同号）に当たるものというべきである。

### 3 本件各処分の適法性について

以上によれば、本件各処分は適法である。

なお、原告は、令和6年12月19日、被告の主張が「事実認定ないし法律構成による否認の法理」に基づく主張であり、その法理の適用の可否について、審理を尽くすべきであると主張して、口頭弁論の再開を求めた。原告のこの主張は、具体的には、私法上の法律関係としては、本件覚書の記載のとおり、原告と本件法人との間には本件各建物の賃借人の用途については居住用及び事業用を問わないこととする旨の合意が成立しており、原告と本件法人が、本件賃貸借契約において、本件各建物に最終的に入居する消費者が居住の用に供する

ことを合意した旨の被告の主張は、上記の私法上の法律関係とは異なる主張をするものであることを前提に、上記の被告の主張は、講学上の「事実認定ないし法律構成による否認の法理」に当たり、許されない旨をいうものである。しかしるところ、原告が指摘する被告の主張は、その内容に照らせば、私法上の法律関係として、上記合意が成立した旨をいうものと解されるし、当裁判所も、私法上の法律関係として、前記2(2)イのとおり認定判断するものであるから、「事実認定ないし法律構成による否認の法理」の適用の可否について審理をするために口頭弁論を再開する必要があるとは認められない。

#### 第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官

15

鎌野 真敬

裁判官

志村 由貴

20

裁判官

都築 健太郎

## 消費税等に係る課税処分等の経緯

(単位:円)

課 税 期 間 年、月、日、等	区 分	確 定 申 告	更 正 处 分 等	審 査 請 求	審 査 結 決
		平成29年3月10日	令和4年2月25日	令和4年5月18日	令和5年2月20日
平成28年12月1日から平成28年12月31日までの課税期間	課 税 標 準 額	104,000	104,000	全部取消し 棄却	
	消 費 税 額	6,552	6,552		
	控 除 対 象 仕 入 税 額	6,756,939	688,821		
	納 付 す べ き 消 費 税 額	△ 6,750,387	△ 682,269		
	納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額	△ 1,821,533	△ 184,104		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額		1,130,000		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

## 本件課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区分		順号	金額
消費 税	課税標準額	①	104,000
	課税標準額に対する消費税額	②	6,552
	控除過大調整税額 (別表3⑤欄の金額)	③	0
	控除対象仕入税額 (別表3④欄の金額)	④	120,850
	控除・返還等対価に係る税額	⑤	0
	貸倒れに係る税額	⑥	0
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	120,850
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	114,298
	差引税額 (②+⑧-⑦)	⑨	0
	既に納付の確定した本税額 (「△」は還付の確定した金額であることを表す。)	⑩	△ 6,750,387
地方 消費 税	差引納付すべき消費税額 (100円未満の端数切捨て)	⑪	6,636,000
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	⑫	114,298
		⑬	0
	差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑭	0
	還付額 額渡 割額	⑮	80,842
		⑯	0
	差引額渡割額	⑰	0
	既に納付の確定した額渡割額 (「△」は還付の確定した金額であることを表す。)	⑱	△ 1,821,533
	差引納付すべき額渡割額 (100円未満の端数切捨て)	⑲	1,790,600
	差引納付すべき消費税等の合計税額 (⑪+⑲)	⑳	8,426,600

## 本件課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目	順 号	金額
課税売上額(税抜き)	①	104,105
免税売上額	②	0
非課税資産の輸出等の金額	③	0
課税資産の譲渡等の対価の額	④	104,105
課税資産の譲渡等の対価の額(④)	⑤	104,105
非課税売上額	⑥	917,105
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	1,021,210
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦ )	⑧	10.194279385%
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	115,833,240
課税仕入れに係る消費税額 (⑨×6.3/108)	⑩	6,756,939
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	0
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	1,185,471
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑪+⑫×④/⑦)	120,850
控除対象仕入税額	⑭	120,850
控除過大調整税額	⑮	0
貸倒回収に係る消費税額	⑯	0

これは正本である。

令和7年1月24日

東京地方裁判所民事第38部

裁判所書記官 大上公男